

加害レベル判定基準の滋賀県基準から環境省基準 への転換について

第3次特定計画までの加害レベル判定は、判定に用いる指標を出没カレンダー調査から数値化し、レベル分けした後、各レベルの平均値をもって評価する方法であった（表1：滋賀県基準）。一方、平成27年度（2015年度）に環境省が改訂した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）」では新たな加害レベルの評価方法が示されており、必ずしも判定に必要な指標の数値化を求めておらず判定する主体も限定していない（表2：環境省基準）。そのため、出没カレンダー調査だけでなく、現地調査や専門家もしくは行政担当者が群れの状況等をチェックすることで判定可能な簡便な方法となっている。また、判定指標の項目が滋賀県基準より多く、より群れの実態に即した評価結果が得られる項目だてとなっている。加害レベルごとの概要を表3に示す。そこで本資料で滋賀県基準から環境省基準へと加害レベルの判定基準の転換を図る。

ただし、第4次特定計画策定のための第4次モニタリング調査は滋賀県基準により加害レベルを判定していることから、本特定計画の評価には滋賀県基準を採用する。なお、本特定期計画期間は、滋賀県基準から環境省基準への移行期間として位置づけ、2つの基準を同時に運用する。本特定計画期間中に加害レベルを見直す場合は環境省基準の採用も可能とする。

表1 滋賀県第三次計画までの加害レベル判定基準（滋賀県基準）

加害レベル算出における各指標について	
◆ 出現回数のレベル 出現回数は、農地や人間の居住地域への群れの1日当たりの出現回数をもとに、10段階に区分して表す。	
1 2ヶ月に1回未満	6 7日に1回以上
2 2ヶ月に1回以上	7 5日に1回以上
3 1ヶ月に1回以上	8 3日に1回以上
4 20日に1回以上	9 2日に1回以上
5 10日に1回以上	10 1日に1回以上
◆ 被害発生頻度のレベル 被害発生頻度は、群れによる農作物被害の1日当たりの発生回数をもとに、10段階に区分して表す。	
1 6ヶ月に1回未満	6 12日に1回以上
2 6ヶ月に1回以上	7 7日に1回以上
3 3ヶ月に1回以上	8 4日に1回以上
4 50日に1回以上	9 2日に1回以上
5 20日に1回以上	10 1日に1回以上
◆ サルの様子レベル	
1 サルはいるが山からは出てこなかった場合	6 男性を見た時だけ逃げた場合
2 一部のサルだけが山から出てくる場合	7 追い払っても逃げなかった場合
3 人の姿が見えたらすぐに逃げ出した場合	8 人が近づくと威嚇した場合
4 人が近づいた時だけ逃げ出した場合	9 家の中にまで入ってきた場合
5 民家周辺まで近づいた場合	10 人身被害があった場合
◆ 加害レベル 出現回数のレベル、被害発生頻度のレベル、サルの様子の3つの指標を平均して算出する。	

表2 環境省ガイドラインにおける加害レベル判定基準（環境省基準）

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにおいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2,3頭程度 of 出没が多い	遠くにおいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落のみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合は逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2,3回近くどこかの集落のみかける	10~20頭程度 of 出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落のみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

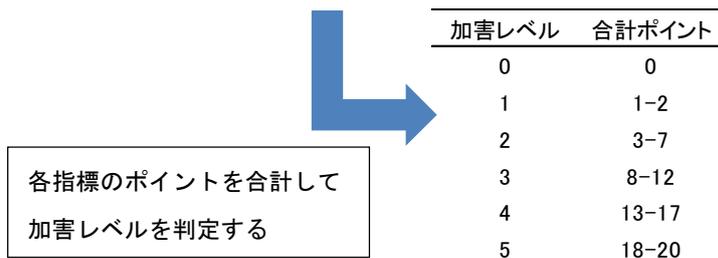


表3 環境省基準で判定した加害レベルごとの群れ特性の概要

<p>レベル0：サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。</p> <p>レベル1：サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。</p> <p>レベル2：サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。</p> <p>レベル3：サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。</p> <p>レベル4：サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。</p> <p>レベル5：サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。</p>
--

【滋賀県基準と環境省基準の整合】

滋賀県基準における群れの特性と環境省基準における群れの特性を比較するとともに、滋賀県の個体数調整の実施要件と、環境省ガイドラインで加害レベルごとに推奨する捕獲オプションの整合を図り、滋賀県基準と環境省基準を以下のとおり一致させる。

表4 加害レベル変換表

加害レベル変換表		
旧滋賀県基準	>	環境省基準
レベル10	➤	レベル5
レベル9		
レベル8	➤	レベル4
レベル7		
レベル6	➤	レベル3
レベル5		
レベル4	➤	レベル2
レベル3		
レベル2	➤	レベル1
レベル1	➤	レベル0